Weekly Fax Network News　　１９９９年（平成11年）1月11日創刊・毎週月曜日発行

発展を目指す企業家のための経営指南役

社　外　重　役

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 521　平成21年　6月15日（月曜日）

発行）株式会社ノースアイランド
東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
Tel.03-3216-2004　Fax.03-3216-0439
大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
Tel.06-4799-2004　Fax.06-4799-0539

経　　営

景気本格回復、予測は「１年以上先」サラリーマンの26%は「良くなる」

景気悪化はＧＤＰの実質成長率の歴史的マイナスで証明された。次の２つの調査も記録的な結果となった。日本経団連調査の大手企業の夏の賞与は会社員一人当たり約75万円で、50年前に始めた調査開始以来、最大の減少率となった。連合総合生活開発研究所が今年４月時点調査で「１年後の景気」が「良くなる」と答えた組合員は25.9%。「悪くなる」（24.6%）を上回った。「１年後の賃金」では34.1%が「減る」と答え、調査開始以来で最も多かった。

エコノミストのＧＤＰ予測は今年の４～６月期以降持ち直すとの見方が大勢で、１～３月期には大底を打ったとの楽観視が、連合の「景気が良くなる」との期待につながったともいえる。

民間調査機関は「景気回復時期」をいつとみているのか。野村証券金融経済研究所は「10年後半以降」とし、「設備・雇用の削減が今後本格化し、調整局面は１年程度続く」とみる。日本総研は「11年以降」で、「消費低迷の深刻化で夏以降１年程度は底ばい状態が続く」。

大和総研は「10年後半以降」で「当分、景気対策効果で＋効果はあるが、来年は反動で－もある」。第一生命経済研究所は「本格回復は11年以降」で、「公共投資効果で、今後１年程度は＋成長が続く」。

この他、ニッセイ基礎研、三菱総研、農林中金総研、みずほ総研など、大方は「本格回復には１年以上かかる」と予測した。

税務会計

経済対策の贈与特例をめぐる誤解 非課税枠はあくまで500万円まで

経済危機対策関連法案は、すでに衆院で可決され現在参院で審議中だが、参院で否決されても憲法の規定による「60日ルール」により７月中には再可決される見込みだ。追加減税法案には、500万円までの住宅取得資金は非課税となる贈与の特例が盛り込まれている。この特例は、暦年課税（非課税枠：年110万円）または相続時精算課税（同：住宅の場合は3,500万円）の非課税枠に上乗せできるが、誤解も少なくない。

贈与税の非課税枠500万円は今年と来年の２年間を通じて上乗せが可能であるが、例えば、２年間に暦年課税に上乗せした場合、実父母と実祖父母の４人から500万円ずつ贈与を受ければ2,220万円まで非課税となると考える向きもある。しかし、非課税枠はあくまでも500万円までなので注意したい。

また、相続時精算課税制度は父母からの贈与に限られるため、祖父母からの贈与の場合は暦年課税に上乗せしての適用に限られる。

一方、相続時精算課税を適用した場合、従来の非課税枠と合わせて4,000万円まで非課税となるが、相続時点で4,000万円まるまるが課税価格となると考え、暦年課税を適用したほうが有利とみる向きもある。

しかし、「贈与によって取得した住宅取得等資金のうち500万円までの金額については、贈与税の課税価格に算入しない」と規定されていることから、精算課税で課税価格に取り込まれるのは3,500万円だけとなる。

今週のキーワード	
ＧＤＰ（国内総生産）	一定期間内に国内で産み出された付加価値の総額(原材料費等中間投入分除く)のこと。工業、住宅、家計といった経済事象の一側面だけでなく、経済を総合的に把握する統計で、ＧＤＰの伸び率が経済成長率。内閣府が作成し公表する。単に経済成長率という場合は、物価変動分を除いた実質経済成長率を指す。各民間調査機関は、毎年政府が年度見通しを作成する12月に当初経済見通しを発表した後、各四半期のＧＤＰ速報が出る３・６・９月に修正経済見通しを発表する。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。